

新	旧
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 委員長及び副委員長は、<u>議長が、当該委員会の委員のうちから会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が会議に諮ることなく選任することができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を選任したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 委員長及び副委員長は、<u>委員会において互選する。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</u></p>
<p>第9条 削除</p> <p>(委員長及び副委員長の辞任)</p> <p>第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。</u></p> <p>2 <u>議長は、前項ただし書の規定により委員長及び副委員長の辞任を許可したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。</u></p>	<p>第9条 <u>委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</u></p> <p>2 <u>前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</u></p> <p>(委員長、副委員長の辞任)</p> <p>第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、<u>委員会の許可を得なければならない。</u></p>

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>削除</u></p> <p>第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>第5節 <u>削除</u></p> <p><u>第115条から第117条まで 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>委員長及び副委員長の互選（第115条—第117条）</u></p> <p>第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>第5節 <u>委員長及び副委員長の互選</u></p> <p><u>（互選の方法）</u></p> <p><u>第115条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。</u></p> <p><u>2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。</u></p> <p><u>3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p><u>4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票す</u> <u>ることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>(投票の効力)</u></p> <p><u>第124条の2 投票の効力は、委員の意見を聴いて委員長が決定する。</u></p>	<p><u>5 投票の効力は、委員の意見を聞いて、委員長職務を行っている者が決定する。</u></p> <p><u>6 委員会は、委員のうち異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。</u></p> <p><u>7 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。</u></p> <p><u>(選挙規定の準用)</u></p> <p><u>第116条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第25条（選挙の宣告）、第26条（不在議員）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第30条（投票の終了）第1項及び第32条（選挙結果の報告）の規定を準用する。</u></p> <p><u>(関係書類の保存)</u></p> <p><u>第117条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第125条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票の終了)第1項及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第125条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票の終了)第1項、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第115条(互選の方法)第5項の規定を準用する。</p>

## 北九州市議会先例新旧対照表

新(改正案)	旧(現行)
<p>80 議長は、次の場合には、会議で報告する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(5) 略</u></p> <p>168 <u>委員長及び副委員長の氏名は、あらかじめ議会運営委員会で確認する。</u></p> <p>169 <b>削除</b></p> <p>170 <b>削除</b></p> <p>172 <u>予算特別委員会及び決算特別委員会の分科会の主査及び副主査の選出は、委員長の指名により行う。</u></p> <p>178 <b>削除</b></p> <p>190 <b>削除</b></p> <p>203 予算特別委員会及び決算特別委員会の審査日程等は、<u>役職者及び議会運営委員会で確認された役職予定者</u>で事前に協議する。</p>	<p>80 議長は、次の場合には、会議で報告する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 委員会(予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。)において、委員長又は副委員長の互選をしたとき。</u></p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> <p>168 <u>委員長及び副委員長の互選を投票で行った結果、得票数が同数のため、くじで決めたことがある。</u></p> <p>169 <u>欠席委員を委員長に選出したことがある。なお、年長委員が引き続き副委員長互選の職務を行った。</u></p> <p>170 <u>欠席委員を副委員長に選出したことがある。</u></p> <p>172 <u>予算特別委員会及び決算特別委員会の役職者の選出は、委員会において、委員長及び副委員長は指名推選、分科会の主査及び副主査は委員長の指名により行う。</u></p> <p>178 <u>委員会条例第9条第1項の規定に基づく委員長互選のための委員会招集に当たっては、「委員長及び副委員長の互選」として招集するのを例とする。</u></p> <p>190 <u>常任委員会、議会運営委員会及び調査研究のため設置した特別委員会の委員長及び副委員長の互選のための委員会においては、説明員の出席を求めない。</u></p> <p>203 予算特別委員会及び決算特別委員会の審査日程等は、<u>議会運営委員会で確認された役職予定者</u>で事前に協議する。</p>

226 削除

226 一般選挙後最初の議会運営準備委員会は、年長委員が委員長互選の職務を行う。